

## 今月の特集

### 1. マイナンバーへの準備はお済みですか？ 2. マイナンバー通知カードの発送時期について



#### 1. マイナンバーへの準備はお済みですか？

いよいよ10月からマイナンバーの通知カードの発送が始まります。マイナンバーを取り扱う場合、件数に関わらず事業者としての対応が必要となり、場合によっては重い罰則規定が適用される可能性があります。今回はマイナンバーの取扱いにおいて大切な「安全管理措置」について特定個人情報保護委員会が公表しているガイドラインに沿って一度おさらいしておきましょう。

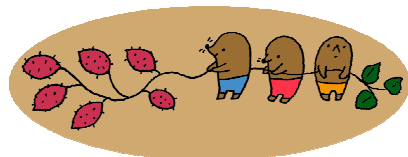
(1) 基本方針や取扱規定の策定  
まず、マイナンバーを誰がどのような手続きに使用するかを棚卸し、業務フローとして整理を行い、基本方針として取りまとめます。マイナンバーの取得、保管の方法、保管しているマイナンバーの廃棄などの各処段階については取扱規定等で具体的な取扱いを策定します。

(2) 組織的安全管理措置の策定  
組織として、マイナンバーの取扱い体制を決定します。  
・誰がマイナンバーをどの業務で取り扱うか  
・取扱責任者は誰か  
・取扱状況の記録手順、確認方法  
・事故発生時の連絡体制  
・定期的な監査

(3) 人的安全管理措置の策定  
マイナンバーを取り扱うにあたって、担当者への教育と監督をどのように行うかを決めます。

(4) 物理的安全管理措置の策定  
マイナンバーを保管する方法や、保管している部屋の立ち入り権限などの管理方法を決めます。  
届出や郵送などでマイナンバー記載済の書類を外部に持ち出す場合の手順や、廃棄などの記録についての規定など、業務フローに基づいて規定を作成することが必要になります。

(5) 技術的安全管理措置の策定  
マイナンバーを取り扱うパソコンにパスワードを設定して利用出来る担当者を限定する等の処置やウイルス対策ソフトや不正アクセス防止等のセキュリティ対策の仕組みを決めておくことが必要になります。



(6) 中小企業における取扱い  
ガイドラインではマイナンバーの取扱いが少ないと想定される中小企業について負担軽減のため安全管理措置の一部に特例的な対応を取って良いことが定義されています。とはいえ、ガイドラインに記載されている内容は企業の規模に関わらず本来対応することが望ましい事柄ですので、こういったことが求められているかを把握しておくことをお勧めします。

(7) 電子申請の利用もご検討ください  
社会保険関係の手続きでも電子申請が利用可能となっています。電子申請なら、マイナンバーが記載されている紙の書類を作成／保管／持ち運び等を行う必要が無く、管理措置の対象となるリスクを軽減することができますので、マイナンバーの検討に合わせてご検討されてはいかがでしょうか。  
電子申請につきましては当 News Letter 38号ほかでもご紹介しておりますので、そちらも合わせて御覧ください。



特定個人情報保護委員会  
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」  
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

#### 2. マイナンバー通知カードの発送時期について

マイナンバーの通知カードの発送は自治体ごとに実施されるため、地域によってお手元に届く時期が異なります。最近の報道によると、弊社本店がある札幌市では11月頃となる見通しです。  
発送状況は各自治体から案内されることになっていますが、「個人番号カードコールセンター」（10月上旬に開設予定）や「個人番号カード総合サイト」ホームページ内で自治体ごとの状況を確認ができるようになる予定です。

「個人番号カード総合サイト」  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



通知カードは世帯ごとに簡易書留で発送されることになっていますので、誤って廃棄したり、不在のまま返送されない様、従業員の皆様へ注意喚起をお願いします。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人  
東京オフィス  
〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3-32-1  
大塚S&Sビル5階  
TEL : 03-6831-3310  
FAX : 03-6831-3351

本紙掲載記事等の無断転載はご遠慮ください。